

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書に対する委員の主な意見等及び答申案

事前に委員から聴取した意見等を踏まえ、答申案を下表のとおり取りまとめた。

環境要素等		委員の主な意見等	答申案
大気環境	大気質	○ E R T－P S D M（p. 178）を具体的にどの地形部分に用いたのか分らない。 ○ 出典又は、回帰係数算定（p. 180）に用いたデータの散布図を示されたい。 ○ 水銀及びその化合物の京都府内の測定データ（p. 182）は、例えば、R5 年度環境省有害大気汚染物質モニタリング調査結果（一般環境）に存在し、1.6(1.1-2.6) ng/m³（左京局）、1.7(1.4-2.1) ng/m³（久御山局）であり、R2～R5の平均値等が利用可能ではないか。 ○ 最大着地濃度地点付近の図は図4（p. 29、京都市のみ市（区）名の明示がない）及び図5（p. 30）にあるが、京都市に該当しないことが分かりにくいので、地点の市町名を明示するか、図5では市町の境界線を示されたい。 ○ 煙突高さが59mと78mと低い煙突で検討されている（p. 173～p. 187）が、周辺の建屋が排ガス拡散に及ぼす影響を検討する必要はないか。通常、建屋影響があると、着地濃度が高くなる傾向にある。	個別事項(1) 大気質への影響について、環境影響評価方法書に調査、予測及び評価方法を、その根拠も含めて、正確かつ分かりやすく記載すること。

環境要素等		委員の主な意見等	答申案
大気環境	騒音振動	○ 廃棄物運搬車両の走行については、現ごみ処理施設の走行ルートから変更なく、台数は変わらない、もしくは減少する見込みなので重大な影響はないとしている（p. 164）が、大型車は国道１７１号線から時間により進入禁止などがあり、建設が始まり工事車両も走るようになった場合に問題が発生することはないのか。	個別事項(2) 工事用車両の通行による地元住民の生活環境への影響についても、十分な調査、予測及び評価を行い、適切な配慮を検討すること。
環境への負荷	温室効果ガス等	○ CO₂排出について「計画段階配慮事項には選定しない」ことに異論はないが、地球温暖化は本市域を含むすべての地域に関わる環境影響である。２０５０（令和３２）年カーボンニュートラルの実現に向けて、例えば、佐賀市が採用しているような排ガスからのCO₂分離回収・有効利用への将来的な拡張可能性を意識してはどうか（p. 10）。 ○ 温室効果ガス（GHG）は影響が軽微であるとして、計画段階配慮事項に選定していない（p. 170）が、脱炭素社会の実現は喫緊の課題である。方法書では、工事及び施設供用時の運行車両・建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理などシステム境界を明確にした上でGHG排出量を算定し、熱回収や廃棄物発電などの検討等により、現システムからのGHG排出量の削減について言及されたい。	個別事項(3) 温室効果ガスについて、工事中及び施設供用時の運行車両・建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理等、システム境界を明確にしたうえで各々の排出量を算定するとともに、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、熱回収や廃棄物発電等の環境保全措置についても検討すること。

環境要素等	委員の主な意見等	答申案
その他		全般事項 (1) 環境影響評価手続において、京都市に関連のある事項については、連絡を密に行うこと。 (2) 今後、環境影響評価手続を進める中で、京都市域に対する影響が予測された場合には、影響を受けるおそれのある地域を対象とした説明会等を開催するなど、市民等に対して、十分な理解を得るために丁寧な説明を行うこと。 (3) 環境影響評価方法書以降の手続において、以下（個別事項）の事項に留意のうえ、改めて各環境要素の京都市域に対する影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を実施すること。